

## 安寧社会共創イニシアチブ 会員規約

### (定義)

**第1条** 一般社団法人安寧社会共創イニシアチブ（以下「当法人」という。）は、定款第2章所定の会員についてその規約を定める。

### (目的)

**第2条** この規約は、法人の会員に関する事項を定めることを目的とする。

### (会員の種別)

**第3条** 当法人の会員種別は「正会員、賛助会員」の2種とする。

1. 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 企業会員・関係団体会員：企業、NPO法人、一般社団法人など、営利・非営利を問わず、法人の形態をとる団体。

(2) 特定個人会員：医療・福祉関係の国家資格を有し、一定の業務歴を持つ、または関連する学術領域において一定の研究歴を持つ個人、文化芸術分野において理事会が認める一定の評価を得ている個人。

2. 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 企業会員・関係団体会員：企業、NPO法人、一般社団法人など、営利・非営利を問わず、法人の形態をとる団体。

(2) 地方公共団体会員：国、地方公共団体、およびこれらの機関。

(3) 大学等学術会員：大学、大学共同利用機関法人、高等専門学校、独立行政法人、国立研究開発法人、公立試験研究機関、学会、その他これに準ずる公益法人等であって学術研究を主な目的とする団体。

(4) 個人会員：法人の目的に賛同し、その活動を支援する個人。

(5) 学生会員：大学・大学院に在籍する学生。

### (入会資格)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当するものは、会員となることができない。

(1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）

(2) 軍需産業（防衛装備品を製造および/または販売する企業、および防衛装備品用に製造・販売され、他用途に転用できない部品を製造および/または販売している企業をいう。）

(3) タバコ製造（タバコ葉の栽培、タバコ製品の製造・販売・輸出入・広告宣伝などをいう。）に関わる企業、当該企業がたばこ産業にかかわっているいにかかわらずタバコ製造企業と資本関係にある企業、人事交流のある企業

(4) その他、理事会が入会を不相当と認めた者

2. 前項第4号に規定する「理事会が入会を不相当と認めた者」には、特に、次の各号のいずれかに該当する者を含む。

(1) この法人の目的を達成する上で、その事業活動が著しく支障をきたすと理事会が認める者

(2) 軍需産業またはタバコ産業からの資金提供を受けている、またはこれらの産業と協同研究や人事交流など密接な関係を有する企業、またはこれらの産業に所属する個人

(3) 軍需産業またはタバコ産業に利する研究活動を行う大学、研究機関、またはこれに所属する個人

#### (入会申込及び会員資格付与)

**第5条** 本法人の会員になろうとする者(以下「入会申込者」という。)は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、法人に提出しなければならない。

1. 理事会は、入会申込者が次の各号のいずれにも該当し、かつ、法人の目的に資すると認めるときは、入会を承認し、会員資格を付与する。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載していないこと。
- (2) 第4条各号に定める入会資格制限に該当しないこと。
- (3) 所定の年会費を納入済みであること。

2. 入会条件及び会員資格付与条件は以下のとおりとする。

- (1) 年会費が全額支払われるまでは、会員資格は付与されない。
- (2) 年会費はその理由の如何を問わず、一切これを返還しない。

#### (入会申込の拒否)

**第6条** 入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めないものとする。

1. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。)
2. 軍需産業(防衛装備品を製造および/または販売する企業、および防衛装備品用に製造・販売され、他用途に転用できない部品を製造および/または販売している企業をいう。)
3. タバコ製造(タバコ葉の栽培、タバコ製品の製造・販売・輸出入・広告宣伝などをいう。)に一切関わっていないこと(親会社、子会社、関連会社を含む。)
4. 入会申込者がかつて除名された者であった場合
5. 初年度年会費が前条第1項の申込後1カ月経過しても支払われず、相当期間を定めた催告にも応じないとき

#### (年会費)

**第7条** 当法人の年会費は、別表第1のとおりとする。

1. 会員は、年会費に加えて、法人の活動を支援するための賛助金(寄付金)を任意に納入することができる。
2. 年会費を超える金額を支払った場合、その超過額は、法人の賛助金(寄付金)として取り扱う。
3. 年会費については年度途中の加入の場合でも、減額はしない。

#### (会員資格の有効期間)

**第8条** 会員資格の有効期間起算日は毎年4月1日とし、有効期間は1年間とする。ただし、初年度は10月1日から3月末日までとする。

#### (退会)

**第9条** 会員が当法人の退会を希望する際は、退会届を当法人事務局に提出するものとする。

2: 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の承認を得て、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡、失踪宣告を受けたとき

(2)年会費を3カ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にも応じないとき

(3)連絡先(住所、電話、メールアドレス等)の変更を行い、その内容を当法人に届け出ず、合理的手段をもってしても連絡が取れないとき

(4)法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては当法人の判断で資格の継承を認める場合がある。

#### (再入会)

**第10条** 退会した会員が再入会を希望する際は、入会申込書を当法人事務局に提出するものとし、以下の条件に該当しない場合、再入会を認めるものとする。

(1) これまでに、除名された者では無いこと

(2) 年会費の滞納により2回以上退会処理をされた者では無いこと

#### (除名)

##### **第11条**

会員(法人及び団体の場合、理事、役員、従業者等)が法令、当法人の定款・本規約、ならびに公序良俗(各ハラスメントを含む)に違反したと認められる場合は、理事会の承認を得て、定款第10条の手続きにより総会で除名することができる。

#### (会員の権利及び義務)

**第12条** 会員は、当法人の目的に従い、活動を支援し、円滑な運営に協力するものとする。

2: 会員は、当法人が規定する規約・規則等を遵守する義務を負うものとする。

3: 正会員は、当法人の総会での議決権を有する。

4: 正会員は、当法人の活動に積極的に参加しなければならない。

5: 会員は、当法人の活動、事業に参加し、会報、その他メールによる情報提供を受け、当法人が提供する情報交換の場に参加できる。

6: 会員は、当法人が提供した情報、著作物の利用および取扱いについては、理由の如何を問わず、当法人の活動以外の目的で利用してはならない。

7: 会員は、理由の如何を問わず、当法人から提供された情報、著作物を第三者に提供してはならない。

8: 会員は、当法人から提供された情報に関し、個人情報を探知してはならない。

9: 当法人の会員、法人及び団体等の構成員が、論文、報告書等その名称の如何を問わず当協会の活動、著作物を用いて実施した研究結果ないし実験結果等を発表する場合には、当法人から入手した旨を明記しなければならない。

#### (改廃)

**第13条** 本規約の改廃は、理事会の決議を得て行う。

2: 本規約の変更は、理事会の承認の後、会員に対する開示がなされたときからその効力を生じるものとする。

#### 附則

この改訂規約は、2024年10月1日から施行する。